

建設工事計画審査書

建設工事計画審査書 —— 審査項目及びその記録 ——		年 月 日
工事名称	委員長氏名	④
1. 工事概要について	10. 鉄骨組立て計画について	
2. 現場人員配置計画について	11. 足場、ステージ等の計画について	
3. 協力会社使用計画について	12. 型枠支保工の計画について	
4. 工程計画及び工期について	13. 安全管理計画について（工程別災害防止計画等）	
5. 地質、地形、埋設物等の調査計画について	14. 衛生管理について	
6. 掘削計画について	15. 就業制限業務の有資格者のチェックについて	
7. 土止め支保工の組立て計画について	16. 危険有害物の保管及び消防設備について	
8. クレーン等の機械配置計画について	17. 公害防止について	
9. 運搬、掘削機械運行計画について	18. その他の事項について	

建設工事計画の事前審査

ライン化された製造現場と異なり、現場の状態が時々刻々と変化する建設業においては、安全確保に関する、工事計画段階での入念な検討が必要である。そのために

事前審査実施要綱

● 審査体制

- ① 審査、検討を効果的に行うため、各現場に、建設工事計画届安全施工審査委員会を設置する。
- ② 同委員会は、委員長及び委員数名をもって構成する。
- ③ 委員長は、各作業所長（または副所長）がこれにあたる。
- ④ 委員は、担当部安全専門員、担当作業所長、作業主任者のほか、土木、建築、機材、電気、安全の各部門から委員会が委嘱する。

● 審査会議

審査委員会は委員長が招集する。

● 審査対象となる工事等

審査対象は、安衛法第八八条に基づく届出の対象となる工事及び設備・機械などのほか、委員長が必要と認めるものとする。

● 審査の方法

審査は、次のいずれかの方法によるものとする。

- ① 委員長及び全委員が参集し、計画届の作成者から説明を受けて審査する。
- ② 各委員の責任範囲を定めて審査し、全委員の審査が終了後、委員長が取りまとめる。

● 審査内容

建設工事計画審査書（次頁参照）に掲げられた事項について審査し、安衛法第八八条に定められた図面書面として添付すること。

● 審査基準

最低限、法令の条項に違反していないことを確認すること。

- ① 地質・地形等（安衛則第三五五条、酸欠則各条）
- ② 埋設物の調査、防護（安衛則第一九四条、第三三二条、第三六二条）
- ③ 掘削面のこう配と高さ（安衛則第三五六条、第三五七条）
- ④ 地山の崩壊等の危険の防止（安衛則第三六一條）
- ⑤ 土止め支保工の構造、設置（安衛則第三六八条、第三七〇条）
- ⑥ 車両系建設機械、荷役運搬機械等による危険の防止（安衛則第一五二条、第一七一条、第三六四條）
- ⑦ 掘削箇所への墜落防止（安衛則第五一九条、第五二二条、第五二三條）
- ⑧ 昇降設備、架設通路の構造等（安衛則第五二六条、第五二九条、第五四〇条、第五四一条、第五五二条）
- ⑨ クレーン等による危険の防止（クレーン則各条及びクレーン構造規格）
- ⑩ 鉄骨建方作業、鉸鉸作業等におけるつり足場、足場の組立て・解体作業等における墜落及び鉄骨等の倒壊防止（安衛則第五一八条、第五一九条、第五二一条、第五二三條、第五二六条、第五二八条、第五五九条、第五六四條、第五六九条、第五七四條）
- ⑪ 内・外装作業における墜落防止（安衛則第五一八条、第五一九条、第五二一条、第五二三條、第五二六条、第五二八条）
- ⑫ 型枠支保工の構造、設置（安衛則第二三七条、第二四六条）
- ⑬ 飛来落下物による危険の防止（安衛則第五三四条、第五三八条）
- ⑭ 照明の状況（安衛則第三六七条）
- ⑮ 圧気工法を行う場合の措置（高圧則各条）

● 審査後の措置

建設工事計画審査書を作成し、計画届出書類に添付する。